

埋忠明寿と前銘「城州埋忠作」をめぐる一考察 (二)

飯田 一雄

明寿と明欽

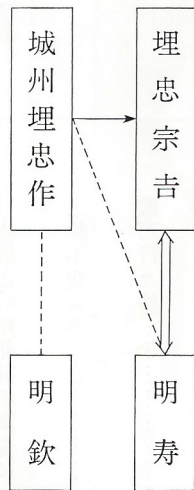
「城州埋忠作」銘が明欽作のものとみる説は、文禄二年紀の城州銘に「明欽様御作也」と、注記がある図が『埋忠銘鑑』にあることからきている。ただし、これには「宗吉」とも注記していて、はたしてこの銘と但し書きを何と解すべきかが問題である。

ところが『新刀賞鑒餘録』には、「城州埋忠作」銘の押形図に「明寿也直刃ほつるる」と注記がある。また前出した「埋忠宗吉」銘のものにも「明寿作」と注したものがあつたのと併せて、これらの関連を明らかにできるか否かが、「城州埋忠作」銘を解明する鍵になるであろう。

明欽銘の作刀は皆無であるばかりか、城州銘が明欽作であることにも確証はなく、ただ「明欽様御作也」の注記が、城州銘が明欽作では

なからうか、という説の論拠になっているものである。

右の宗吉、明寿、城州埋忠作、明欽の関連を略図に示すと次のようになる。



明寿は通称を彦次郎といい、始め重吉、また宗吉と称し、後に入道して鶴峯明寿と号した。父明欽は通称を彦次郎、また彦左衛門といい、重隆と称し、後に入道して明欽と号したという。

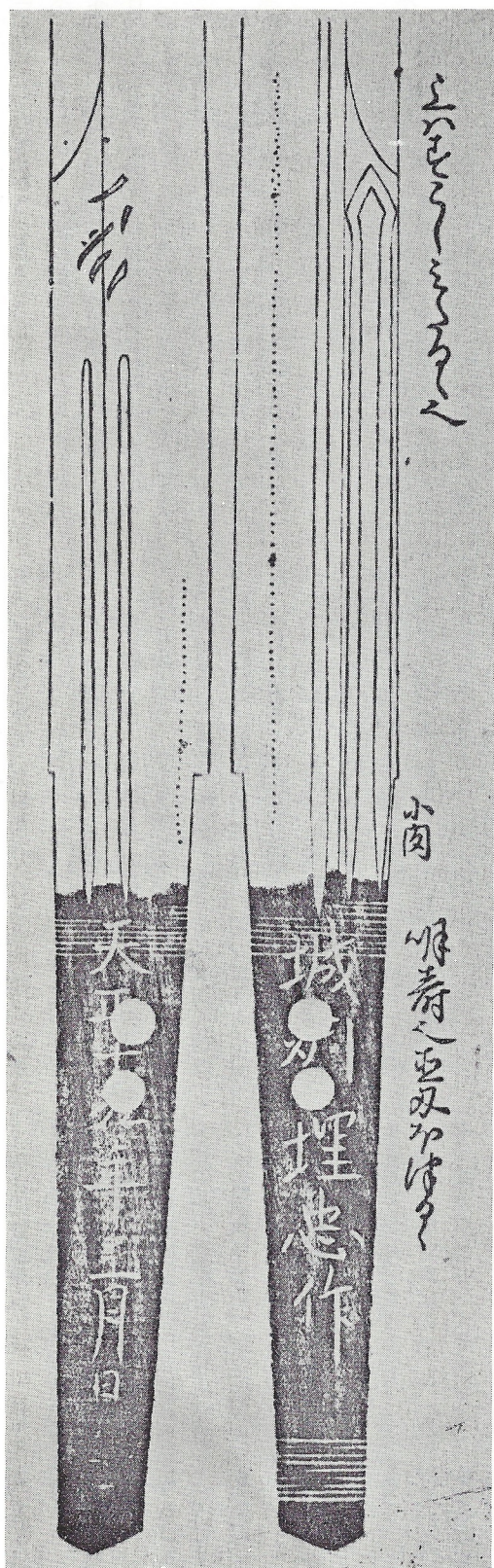
「宗吉」は明寿の通称であつて、明欽が宗吉と称したということは記録と資料に見あたらぬ。文禄二年紀の城州銘に「宗吉」と注記しているこ

とから、明欽も明寿と同じく「宗吉」と称したと記した書があるが、それは「明欽様御作也」とも注記があることから、明欽と宗吉をそのまま結びつけたものであると思われ、賛成できない。「城州埋忠作」銘について「明欽様御作也」としたことは、二つの解釈ができる。

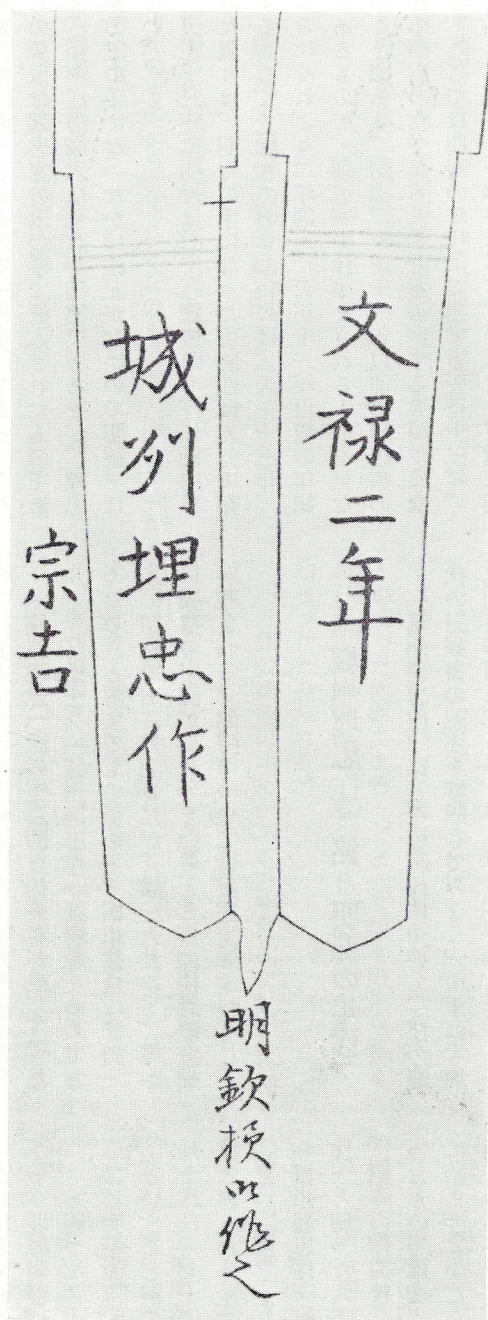
一、天正・文禄年間には明欽が老年ながら健在で、表向き埋忠一門の代表者は明欽であつた。一門を指揮していた実権は三十歳台の明寿にあつて、実際の作刀も明寿がした。

二、「城州埋忠作」銘のものには、多くが明寿の作で、あるいは中には、明欽の慰作が混入しているかも知れない。

(一)の解釈によれば、埋忠一門の表向きの代表者が明欽であつたことから、「明欽様御作也」と注した事由があつた。それには尊称の意が多分に含ま



(新刀賞鑒餘録)



(埋忠銘鑑)

れていたとみるべきであろう。

刀工家にあつて、親が健在なうち、子が代作代銘したものは、親の作刀とみなすのが通常である。しかし、明欽と明寿の関係に於ては、この常識をあてはめては解釈がしにくい。決して「明欽作」と切銘し、代銘したものでないことは留意されてよい。明寿が天正・文禄年間に作刀した多くに「城州埋忠作」と切り、ときには宗吉と銘したことであつたろうと思われる。

(二)の解釈は、明欽の作刀があるかも知れない、という推測に過ぎない。埋忠家と本阿弥家の密接な関係に於いて、光徳象嵌で年紀がある最古とみられるのが「天正十一霜月日 当麻本阿弥又三郎磨上之(花押)」(重美、黒川古文化研究所蔵)であり、『埋忠銘鑑』に所載したものは「天正十三年十二月日 江 本阿弥磨上之(花押) 所持稲葉勘右衛門尉」とある名物・稲葉江である。これらの象嵌は埋忠家の人の手で嵌入されたものであり、稲葉江の嵌入はそれが確実であろうが、埋忠家の誰の手になったかは注記がないので明確ではない。

天正十三年に明寿は二十八歳であり、年齢的にみた限りは、明寿の手になった可能性は十分に存する。ここで触れておきたいのは、天正十三年、さらにそれより二年遡つた天正十一年以前の年紀があるもので、埋忠家の仕事とされるものを見ないことである。勿論、天正十一年以前に埋忠家の仕事があったであろうことを否定するものではなく、ここでは明寿の年代に該当する天正十三年、若しくは天正十一年を含めて、それより以前に明

寿の父明欽、あるいは祖父・彦右衛門重之(『新刀弁疑』などの作品を証するものが見られないことを、確認するものである。

「城州埋忠作」銘は、埋忠家を総称しての意も多分に含むが、「城州埋忠作」とは、恐らく明寿その人であつたろうと思われる。それは初代越前康継が初銘を「肥後大掾下坂」と切つた例と似たところがある。下坂銘は幾人かの異なる銘鐫師がいて、銘振りが多種であるが、城州銘はほぼ同一人の切銘による同一の型であることから、城州銘を明寿の前銘と見ることの考究を、さほど複雑化しない。「下坂」の解釈について『康継大鑑』から引用すると次のようである。

「下坂と言ふのは結局幾人かの鍛冶者の一団であり、下坂を商標として鍛刀していたと解することが最も妥当であり、その初期に於ては、康継がその代表者であつたと見るべきであろう。」

「城州埋忠」派の実質的な代表者が明寿であり、それは即ち、「城州埋忠作」は明寿その人であつたろうと解するものである。城州銘はほぼ同一人の切銘であると記したが、同一人とみて、僅かに異なる字画が交じっているところに検討の余地が残される。銘字については後述する。

「城州埋忠作」銘と明寿の年代

「城州埋忠作」銘とその時代について、江戸時代の刀剣書の記述を参照してみよう。いずれも埋忠明寿の項に、

『新刀賞鑒餘録』は、「城州住埋忠作とばかりも切り、銘は色々に切ると見えたり」

『新刀弁疑』は「文禄・慶長・元和・寛永中の人也」

『古今鍛冶備考』は「城州埋忠作とばかりも切る。天正・寛永庚午(七年)頃迄の作有り」

『鍛冶銘早見出』は「城州埋忠作ト計モ、天正頃ヨリ寛永ニ至ル」

『新刀一覽』は、埋忠の項に「城州埋忠作ト切る、妙・寿・同人」とあり、更に明寿の項に「天正・寛永マデノ年号切タル有り」とある。

また肥後守輝広の項に「埋忠・妙・寿・門人」として、明寿が妙・寿・同人であることは、『武器袖鏡』(栗原信充著)にも「鶴峯・妙・寿」とあつて、晩年に入道して鶴峯・妙・寿とも明寿とも称していたことがわかる。

これはさておき、古の諸書によれば、

一、埋忠明寿は「城州住埋忠作」「城州埋忠作」と切つた。

二、明寿の年代は天正から寛永の間である。

ということが出来る。明寿の没年は寛永八年五月十八日、七十四歳だったとするのが通説で、最終とみられる年紀に、「寛永八年三月二十四日」「七十四歳時」と切つた剣が現存している。なお、

「城州埋忠作」銘のものは見るが、「城州住埋忠作」と切つた六字銘のものは未見である。

明寿の作刀は、慶長三年紀のものから急に始まったものではなく、城州銘を切つた天正期から既に始まっていたと見るべきである。そのためには明寿の銘字を検討する必要がある。まず、明寿

の作刀が最も多く集中している慶長十三年紀のものを考究することによって、明寿の筆致の個性をつかみ、別人の代銘があつて、それとを区別することができる。

慶長十三年紀の検討

明寿の作刀期間は、城州銘を前銘として天正十六年紀のものから寛永八年紀のものまで四十三年間がある。

この間、銘字が大きく変化した時期が二回あつて、一つは天正・文禄年間の鑿で鋤いた彫銘から、慶長初年にかけて通常刀工が切銘する銘字に改変したときで、この彫銘については後に詳述したい。二は「寿」の字画を①から②に改めたことである。

① 寿

元和四年八月まで

② 寿

寛永三年二月以後

①を切るのは、年紀があるものでは元和四年八月紀まで、②を切るのは寛永三年二月紀『新刀弁疑』のものからである。従つて「寿」の字を①から②に改めた時期は、元和四年八月から寛永三年二月の間である。

明寿の自身銘とみられる鐔の銘には①に切ったものではなく、②の字画のものばかりのようである。稀に①に近似した明寿銘があるが、恐らく別人が切った代銘であろう。よつて明寿の自身銘とみられる鐔の製作は、早くても元和四年八月から始まったとみられる。

明寿銘の鐔には年紀があるのを見ないが、作刀のほとんどに年紀がある。刀工が年紀を切る場合、通常は二月と八月を多用するが、明寿はそれも用いるが、三月、五月、七月、九月、十一月、十二月などと、製作した月をそのまま切っている。なかには三月三日、三月二十四日、五月十一日、七月三日、八月二十四日、九月三日、十二月十一日など、詳しく月日を切ったものがまゝあつて、正確に製作した年月日が知られる。こうしてみると、明寿の作刀にみる年紀は、二月、八月と切った場合も、その月に製作したと解釈することができる。

そこで、慶長十二年紀、同十三年紀がある明寿の作刀で正しいとみられるものを、現存作と資料の両面から次に列記する。

(4) 短刀 山城国西陣住人埋忠明寿 (古今鍛冶備考)
慶長十三年三日

(5) 短刀 山城国西陣住人埋忠明寿
慶長十三年三月日
所持埋忠彦八郎重代

(6) 短刀 山城国西陣住人埋忠明寿
慶長十三年三月吉日
所持熊谷清六

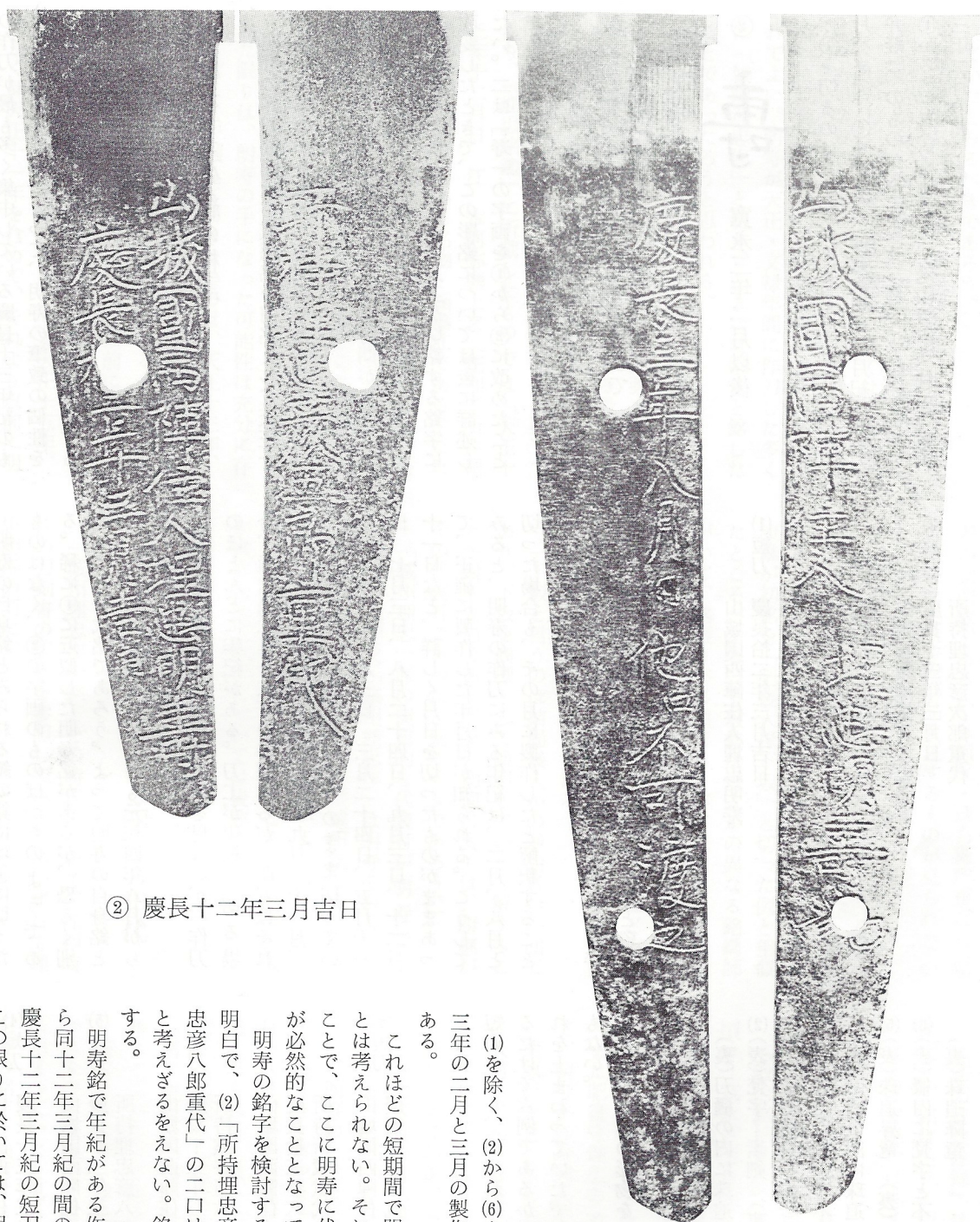
(7) 短刀 山城国西陣住人埋忠明寿
慶長拾三年八月吉日
所持新藏重代

(8) 短刀 山城国西陣住人埋忠明寿
慶長拾三年九月三日

慶長十二年三月から同十三年三月までに六例の短刀があり、いずれにも彫物がある。いま知られるだけで六例であるから、実際に製作した数はこれを上まわつていたであろうことは推察するまでもない。

六例の短刀の彫物を記すと次の通りである。

- (1) (表) 櫃内に梵字と不動明王を浮彫
(裏) 刀樋の内に珠迫昇竜を浮彫
- (2) (表) 梵字—素剣 (裏) 刀樋中に喰違樋を浮彫
- (3) (表) 珠迫昇竜 (裏) 珠迫降竜
- (4) (表) 櫃内に梵字と不動明王を浮彫
(裏) 刀樋の内に珠迫昇竜を浮彫
- (5) (表) 珠迫昇竜 (裏) 珠迫降竜
- (6) (表) 櫃内に梵字と不動明王を浮彫
(裏) 珠迫降竜



② 慶長十二年三月吉日

① 慶長三年八月日

(1)を除く、(2)から(6)までの五口の短刀は慶長十三年の二月と三月の製作で、どれも表裏に彫物がある。

これほどの短期間で明寿が一人で彫刻を施したとは考えられない。それは作刀についても言えることで、ここに明寿に代作者がいたであろうことが必然的なこととなる。

明寿の銘字を検討すると、代銘者がいたことも明白で、(2)「所持埋忠彦次郎重代」と(5)「所持埋忠彦八郎重代」の二口は、代作であり代銘であると考えざるをえない。銘振りにについては後に詳述する。

明寿銘で年紀がある作刀は、慶長三年八月紀から同十二年三月紀の間のものが見あたらないが、慶長十二年三月紀の短刀は明寿の自身銘であり、この限りに於いては、明寿の代作代銘は慶長十三



④ 慶長拾三年九月三日



③ 慶長拾三年二月日

年三月のものから始まったようである。慶長十三年中だけでも、これだけ比較的多くの作刀が見られることは、明寿を筆頭に一族一門が作刀、彫刻、切銘といった分野に、それぞれ担当者が配され、いわば分業組織が確立していたであろうことを思わせる。

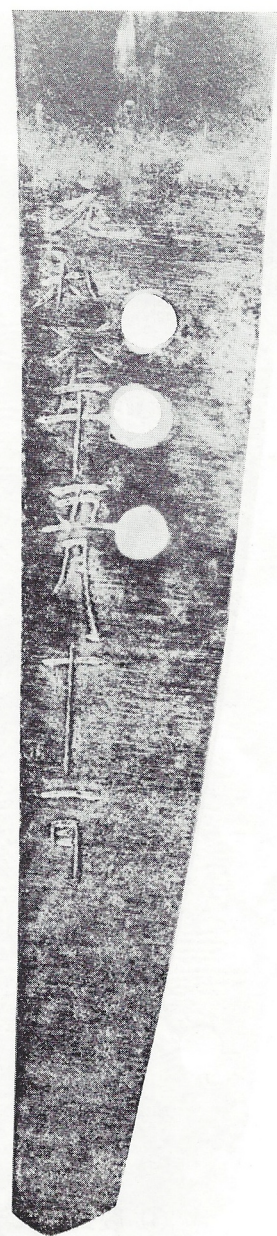
これは既に一族一門の子弟に与えるための余技的な作刀ではなく、強力な刀工集団の要素を多分に持ったものである。しかも、明寿は作刀に限らず、本業である金工の分野に活躍していて、作刀の範疇は金工埋忠家の鍛刀部といった一分野にほかならなかったことからおもえば、明寿の行動範囲はよほど広く、かつ深く極めるものがあつたと言えよう。

もつとも『埋忠銘鑑』を見ると、記載した注記の名に寿斎が多く出てくることは、古作刀の磨上げ、金象嵌入れ、鍔の製作、あるいは拵の製作などは主に寿斎が当つたであろうと思われるが、これも明寿の指導のもとに担当したことであつたろう。

寿斎は諸資料を総合して、明寿の弟とも子ともいう家隆（重義、号明真）の子で、重長といい、寿斎と号した人とみられ、年代は、慶長から寛永頃である。

『埋忠銘鑑』に慶長二年八月紀がある「埋忠重長」銘の作刀に、「寿斎作、五腰打申候」と注記が

⑤ 元和二年五月十一日



あることから、作刀も手がけていたことが知られ、明寿と最も近い存在にあって、明寿を助けて活躍したと同時に、明寿の代作者の一人であったと推量される。

『埋忠銘鑑』には、寿斎のほか明甫、明真、彦一、与三左などの名が記され、寿斎を主としてこれらの一族が金工の各分野を担当した間、明寿は作刀に専念した一時期があったとみることができると。その最盛期が慶長十三年であったことは、右記した作刀が比較的多くあり、いずれも優れたものばかりであることによつて首肯することができよう。

明寿銘の特徴と変遷（その一）

慶長三年八月紀の明寿銘のものから年代を追つて、明寿の銘字の手癖を次に見てみよう。

(一) 縦線に抑揚がつき、横線の右肩に丸味がある字画が多い。

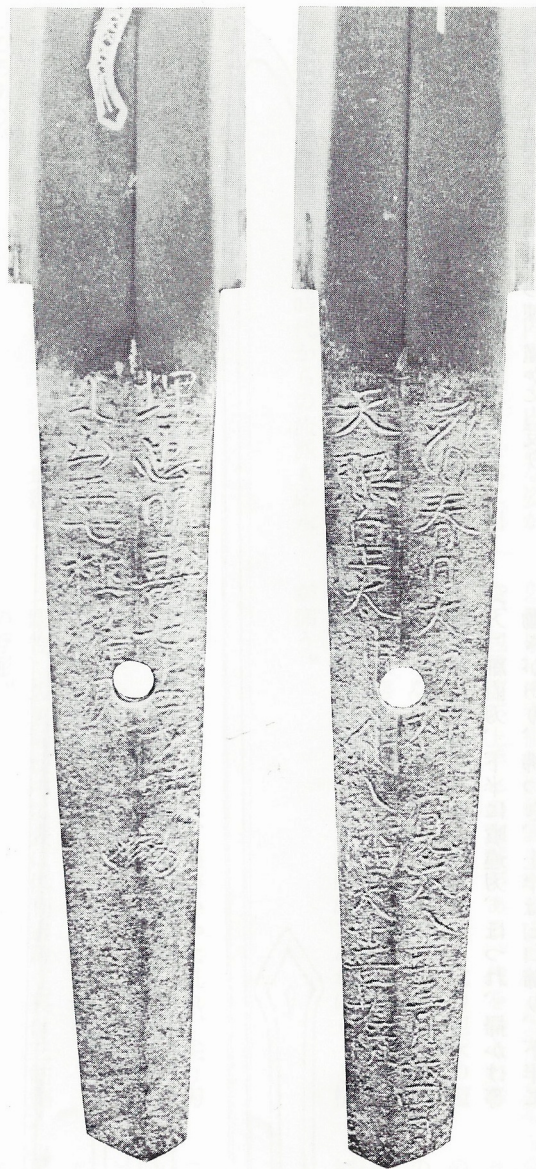
例えば「明」字の「月」は  のよう

に、第二画の縦線が反って抑揚がつく。また「西」「埋」「忠」字の「口」の右肩に丸味がつくものが多い。

(二) 縦線が下方にいくにつれ、左方へ流れる癖が

⑥ 寛永六年九月廿四日





⑦ 寛永八年三月廿四日

「六」
「渡」

このハネ鑿は、「山城国住人 理忠宗吉」銘と、「城州理忠作」銘の「埋」の字にも見られることから、両銘が明寿の前銘であると見る一つの証左になる。これは別項で後述する。

(四) 「埋」字の「里」が、必ず「口」となり、「田」にならない。「田」の字画で第一画にハネ鑿があるものは別人の代銘である。

(六) 「忠」字の「心」第三画の打ち方は、

「忠」

のように、左下から斜め右上に向けて打ち、切り終りがやや右下方に下り気味のものもある。

極端に斜め右上に向けたもの、ほとんど真横に切ったものは、門人の銘か代銘である。「埋忠」と二字に切った鐔の銘には、まさにこの両手ものがある。ただし「城州理忠作」銘は「心」を四画に打つ。

明寿の銘は年代によって多少の変化はあるが、前述した以外、総じて初期から晩年にかけて変化が少なく、字画の手癖など終始一貫したものがあ

(以下次号)

ある。これは晩年にすすむほど顕著である。

「寿」

字の縦線が好例で、④の慶長十三年紀頃からことに反りが強まり、下方に流れる。

(三) 字画の切り始めに浅く押え鑿を打つか、アタリ鑿を打つ部分が多い。「忠」と「寿」字の縦線にアタリ鑿を強く打つのは、年紀があるものでは寛永三年頃からである。

「忠」

「寿」

寛永三年紀のものは、「寿」字の字画を(二)の十三画に切るものから、右のように十五画に変

わっている。

(四) ハネ鑿を多用する。

「西」字の第二画、「埋」字の第四画には必ずこのハネ鑿があり、別人の代銘にはこれのないものが多いが、もしあっても字体が相違している。

「西」

「埋」

明寿が「六十一才」と年齢を切ったものは、「六」の字の第三画にハネ鑿が、また「渡」字には第二画、第十画に類似の鑿がある。